

「各種事務事業の取扱い」

24 学校教育分科会（学校給食の充実、保護者負担の軽減等、特殊教育の推進）

長岡市・和島村合併協議会

項番	事務事業コード	各種事務事業	変更	分類	調整方針案
227	040142	学校給食用食器入替		合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
228	040140	学校給食施設設備整備事業		合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
229	040151	学校調理職員の配置基準等		合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、学校給食管理運営の方法が決定されるまで現行どおりとする。
230	040139	学校給食管理運営事業		当分の間現行どおり (一部合併時、合併後に統一)	運営方式については、当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。 安全衛生検査と消耗品配当は、長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。 その他は、長岡市の制度に統一する。
231	040143	学校給食調理業務民間委託事業		当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて長岡市の制度を基に新基準を創設する。
233	050152	就学援助・奨励費補助事業	経過	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、和島村については、平成17年度は現行どおりとする。
234	050253	遠距離通学児童・生徒の通学費助成		当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。ただし、合併後、5か年度程度は現行どおりとする。
235	050356	防犯ベル配布事業	経過	合併後に廃止	廃止する。ただし、和島村については、平成17年度は現行どおりとする。なお、廃止後はボランティア等による防犯対策の充実策を講ずるように努めることとする。
237	060159	障害児教育推進	経過	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、和島村については、平成17年度は現行どおりとする。
238	060160	肢体不自由生徒在籍校の移動設備整備事業	経過	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、和島村については、平成17年度は現行どおりとする。
239	060164	特殊教育諸学校就学奨励費助成	経過	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、和島村については、平成17年度は現行どおりとする。
240	060165	特殊学級等交流啓発事業補助金	経過	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、和島村については、平成17年度は現行どおりとする。
241	060158	就学指導業務		合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
242	060161	障害児教育（指導助手、介助員設置）		合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・和島村合併協議会)

作成日 平成16年12月21日

227

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
24 学校教育		04 学校給食の充実		01 給食業務		42 学校給食用食器入替	
長岡市		中之島町		越路町		和島村	
(1)内容 食器購入要領を定め、学校から提出される購入計画に基づき審査・調整し、予算の範囲内で購入する。 (2)食器の種類 ご飯茶碗、汁碗、深皿、菜皿、どんぶり、トレイ、箸、スプーン(養護学校は個別協議) (3)食器の材質 ポリプロピレン、耐熱ABS、シクロオレフィンポリマー、ポリエチレンナフタレートの4種類		(1)内容 予算要望を基に予算化し、順次入替え整備する。 (2)食器の種類 給食用仕切皿、トレイ		なし		なし	
三島町		山古志村		小国町		課題	
なし		なし		なし		調整方針案	
						長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・和島村合併協議会)

作成日 平成16年12月21日

228

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業		
24 学校教育		04 学校給食の充実		01 給食業務		40 学校給食施設設備整備事業		
長岡市		中之島町		越路町		和島村		
<p>1 給食設備、備品整備 5カ年計画に基づき、耐用年数を考慮し、かつ故障等を勘案し購入整備する。</p> <p>2 施設点検 リフト：年2回（ただし、古いリフト1基は隔月1回） ・フロア型23基、ウインド型12基 エレベーター：毎月1回（8月は除く） ・2基 食器洗浄機：隔年1回 ・35台をほぼ半数ずつ実施</p> <p>3 給食設備修繕料</p>		<p>1 給食設備、備品整備 各調理場より要望のあった備品を教育委員会で予算要望し、計画的に整備する。</p> <p>2 施設点検 委託業者により点検整備調整を実施する。 ・点検項目：ボイラー、厨房機器、害虫等駆除等</p> <p>3 給食施設修繕料</p>		<p>1 給食設備、備品整備 各学校より要望のあった備品を教育委員会で予算要望をし、計画的に整備する。</p> <p>2 施設点検 委託業者により点検整備調整を年1回夏季休業中に実施する。 ・点検項目：換気扇、調理器具備品、害虫等駆除（毎月）等</p> <p>3 給食施設修繕料</p>		<p>1 給食設備、備品整備 各学校より要望のあった備品を教育委員会で予算要望をし、計画的に整備する。</p> <p>2 施設点検 委託業者により点検整備調整を実施する。 ・点検項目：エレベーター（年3回） 調理器具備品等</p> <p>3 給食施設修繕料</p>		
三島町		山古志村		小国町		課題		
<p>1 給食設備、備品整備 各学校より要望のあった備品を教育委員会で予算要望をし、計画的に整備する。</p> <p>2 施設点検 委託業者により点検整備調整を実施する。 ・点検項目：エレベーター（年3回） 調理器具備品等</p> <p>3 給食施設修繕料</p>		<p>1 給食設備、備品整備 各学校より要望のあった備品を教育委員会で予算要望をし、計画的に整備する。</p> <p>2 施設点検 委託業者により点検整備調整を実施する。 ・点検項目：エレベーター（2ヶ月1回） 害虫等駆除（4～11月まで毎月） 等</p> <p>3 給食施設修繕料</p>		<p>1 給食設備、備品整備 各学校より要望のあった備品を教育委員会で予算要望をし、計画的に整備する。</p> <p>2 施設点検 委託業者により点検整備調整を実施する。 ・点検項目：エレベーター（年6回） ふき取り検査（年1回）等</p> <p>3 給食施設修繕料</p>		<p>新基準を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。</p>		

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・和島村合併協議会)

作成日 平成16年12月21日

229

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
24 学校教育	04 学校給食の充実	01 給食業務	51 学校調理職員の配置基準等	
長岡市	中之島町	越路町	和島村	
(1)配置基準 市独自基準あり (2)職員の雇用形態 市が直接雇用している正規職員及び臨時職員 民間委託業者	(1)配置基準 なし (2)職員の雇用形態 ・町が直接雇用している正規職員及び臨時職員	(1)配置基準 なし (2)職員の雇用形態 ・町が直接雇用している正規職員及び臨時職員	(1)配置基準 なし (2)職員の雇用形態 ・村が直接雇用している正規職員及び臨時職員	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
(1)配置基準 なし (2)職員の雇用形態 ・町が直接雇用している正規職員及び臨時職員	(1)配置基準 なし (2)職員の雇用形態 ・村が直接雇用している正規職員及び臨時職員	(1)配置基準 なし (2)職員の雇用形態 ・町が直接雇用している正規職員及び臨時職員		新基準を創設し統一する。ただし、学校給食管理運営の方法が決定されるまで現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案

(長岡市・和島村合併協議会)

作成日 平成16年12月21日

230

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
24 学校教育	04 学校給食の充実	01 給食業務	39	学校給食管理運営事業
長岡市	中之島町	越路町	和島村	
<p>1 運営方式</p> <p>(1)共同調理場方式 なし</p> <p>(2)自校調理方式</p> <p>・直営：小学校33校、中学校14校、養護学校1校</p> <p>・民間委託：小学校4校、中学校1校</p> <p>2 安全衛生検査</p> <p>調理従事者検便、給食用食材・衛生検査、臨時職員の健康診断の実施</p> <p>3 消耗品配当</p> <p>給食用石鹸洗剤及び消毒薬品等各種消耗品を学期ごとに配当</p> <p>4 その他</p> <p>(1)栄養士による学校巡回指導</p> <p>・2名で3校を担当(1校当たり週1回の巡回)</p> <p>(2)栄養職員・調理職員の研修会実施</p> <p>(3)燃料費・光熱水費の支払</p> <p>・毎月の給食用燃料費及び光熱水費支払事務</p> <p>(4)各学校の給食会計に関わる指導及び集約</p> <p>(5)就学援助給食費点検事務(年4回)</p>	<p>1 運営方式</p> <p>(1)共同調理場方式 直営1</p> <p>・対象：小学校1校、中学校1校</p> <p>(2)自校調理方式</p> <p>・直営：小学校2校</p> <p>2 安全衛生検査</p> <p>調理従事者検便、給食用食材・ふきとり検査の実施</p> <p>3 消耗品配当</p> <p>厨房消耗品の配当</p> <p>4 その他</p> <p>(1)調理員の研修会実施</p> <p>(2)燃料費、光熱水費の支払い</p>	<p>1 運営方式</p> <p>(1)共同調理場方式 直営1</p> <p>・対象：小学校1校、中学校1校</p> <p>(2)自校調理方式</p> <p>・直営：小学校1校、中学校1校</p> <p>2 安全衛生検査</p> <p>調理従事者検便、給食用食材・ふきとり検査の実施</p> <p>3 消耗品配当</p> <p>各種消耗品費の配当</p> <p>4 その他</p> <p>(1)栄養職員・調理員の研修会実施</p> <p>(2)毎月の光熱水費の支払事務</p> <p>(3)学校給食評議委員会(年1回)の開催</p> <p>(4)臨時・パート職員基本検診</p> <p>(5)給食用基本物資等の各種申請事務</p>	<p>1 運営方式</p> <p>(1)共同調理場方式 なし</p> <p>(2)自校調理方式</p> <p>・直営：小学校2校、中学校1校</p> <p>2 安全衛生検査</p> <p>調理従事者検便、給食用食材・ふきとり検査の実施</p> <p>3 消耗品配当</p> <p>厨房消耗品の配当</p> <p>4 その他</p> <p>(1)調理員の研修会実施</p> <p>(2)燃料費、光熱水費の支払い</p>	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
<p>1 運営方式</p> <p>(1)共同調理場方式 直営1</p> <p>・対象：小学校2校、中学校1校</p> <p>(2)自校調理方式：なし</p> <p>2 安全衛生検査</p> <p>・調理従事者の検便、給食用食材、ふきとり検査等</p> <p>3 消耗品配当</p> <p>各種消耗品の配当</p> <p>4 その他</p> <p>(1)栄養職員、調理員の研修会実施</p> <p>(2)臨時職員の健康診断の実施</p> <p>(3)調理員、臨時職員に被服等を貸与</p>	<p>1 運営方式</p> <p>(1)共同調理場方式 直営1</p> <p>・対象：小学校1校、中学校1校</p> <p>(2)自校調理方式：なし</p> <p>2 安全衛生検査</p> <p>・調理従事者・運転員の検便、給食用食材、ふきとり検査等</p> <p>3 消耗品配当</p> <p>各種消耗品の配当</p> <p>4 その他</p> <p>(1)臨時職員の健康診断の実施</p> <p>(2)消耗品、燃料、光熱費の支払い</p>	<p>1 運営方式</p> <p>(1)共同調理場方式 なし</p> <p>(2)自校調理方式</p> <p>・直営：小学校3校、中学校1校</p> <p>2 安全衛生検査</p> <p>・調理従事者の検便、給食用食材、ふきとり検査等</p> <p>3 消耗品配当</p> <p>各種消耗品の配当</p> <p>4 その他</p> <p>(1)栄養職員、調理員の研修会実施</p> <p>(2)臨時職員の健康診断の実施</p> <p>(3)調理員、臨時職員に被服等を貸与</p> <p>(4)光熱水費の支出</p> <p>(5)給食用米の発注、食器等の施備</p> <p>(6)給食関係調査等の事務を実施</p>		<p>運営方式については、当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。</p> <p>安全衛生検査と消耗品配当は、長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。</p> <p>その他は、長岡市の制度に統一する。</p>

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・和島村合併協議会)

作成日 平成16年12月21日

231

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
24	学校教育	04	学校給食の充実	01	給食業務	43	学校給食調理業務民間委託事業
長岡市		中之島町		越路町		和島村	
(1)民間委託あり ・対象：小学校4校、中学校2校 調理員の退職不補充による欠員に応じて、調理業務の民間委託を順次推進していく。		なし		なし		なし	
三島町		山古志村		小国町		課題	
なし		なし		なし		当分の間現行どおりとし、期間をかけて長岡市の制度を基に新基準を創設する。	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・和島村合併協議会)

作成日 平成16年12月21日

233

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
24 学校教育	05 保護者負担の軽減等	01 就学援助	52 就学援助・奨励費補助事業	
長岡市	中之島町	越路町	和島村	
<p>(1)対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 要保護児童生徒 生活保護の受給 準要保護児童生徒 生活保護の停止又は廃止 世帯全員が市民税非課税 児童扶養手当受給 世帯更正資金借受 市民税、事業税、固定資産税、国民健康保険料の減免 世帯の前年の総所得金額が生活保護基準の1.3倍以内の世帯 <p>(2)援助する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 定額支給 学用品、通学用品、新入学用品、体育実技用具費 実費支給 修学旅行費、校外活動費、学校給食費、学校病医療費、通学費 <p>(3)市単独支給</p> <ul style="list-style-type: none"> 通学費 	<p>(1)対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 要保護児童生徒 生活保護の受給 準要保護児童生徒 生活保護の停止又は廃止 世帯全員が町民税非課税 児童扶養手当受給 町民税、事業税、固定資産税、国民健康保険料の減免 職業安定所登録日雇労働者 保護者の収入が不安定で生活状態が悪い者 学校納付金の納付状況の悪い者、又は学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状況が極めて悪い者 <p>(2)援助する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 国基準(長岡市と同じ) <p>(3)町単独支給 なし</p>	<p>(1)対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 要保護児童生徒 生活保護の受給 準要保護児童生徒 生活保護の停止又は廃止 世帯全員が町民税非課税 児童扶養手当受給 町民税、事業税、固定資産税、国民健康保険料、国民年金保険料の減免 世帯の前年の総所得金額が生活保護基準の1.3倍以内の世帯 <p>(2)援助する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 国基準(長岡市と同じ) <p>(3)町単独支給 なし</p>	<p>(1)対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 要保護児童生徒 生活保護の受給 準要保護児童生徒 生活保護の停止又は廃止 世帯全員が村民税非課税 児童扶養手当受給 世帯更正資金借受 村民税、事業税、固定資産税、国民健康保険料、国民年金掛金の減免 <p>(2)援助する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 国基準(長岡市と同じ) <p>(3)村単独支給 なし</p>	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
<p>(1)対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 要保護児童生徒 生活保護の受給 準要保護児童生徒 生活保護の停止又は廃止 世帯全員が町民税非課税 児童扶養手当受給 世帯更正資金借受 町民税、事業税、固定資産税、国民健康保険料、国民年金掛金の減免 保護者の職業が不安定で生活状態が悪い世帯 生活状態が悪いため、学校納付金を減免している世帯 世帯の前年の総所得金額が生活保護基準の1.3倍以内の世帯 <p>(2)援助する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 国基準(長岡市と同じ) <p>(3)町単独支給 なし</p>	<p>(1)対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 要保護児童生徒 生活保護の受給 準要保護児童生徒 生活保護の停止又は廃止 世帯全員が村民税非課税 児童扶養手当受給 世帯更正資金借受 村民税、事業税、固定資産税、国民健康保険料、国民年金掛金の減免 <p>(2)援助する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 国基準(長岡市と同じ) <p>(3)村単独支給 なし</p>	<p>(1)対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 要保護児童生徒 生活保護の受給 準要保護児童生徒 生活保護の停止又は廃止 世帯全員が町民税非課税 児童扶養手当受給 世帯更正資金借受 町民税、事業税、固定資産税、国民健康保険料、国民年金掛金の減免 保護者の職業が不安定で生活状態が悪い世帯 <p>(2)援助する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 国基準(長岡市と同じ) <p>(3)町単独支給 なし</p>	<p>年度の途中で制度を統一することは、混乱を来たすので、合併時から長岡市の制度に統一することは困難である。</p>	<p>長岡市の制度に統一する。ただし、和島村については、平成17年度は現行どおりとする。</p> <p>(長岡地域合併協議会：長岡市の制度に統一する。)</p>

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案

(長岡市・和島村合併協議会)

作成日 平成16年12月21日

234

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
24 学校教育	05 保護者負担の軽減等	02 通学費支援	53 遠距離通学児童・生徒の通学費助成	
長岡市	中之島町	越路町	和島村	
<p>1 遠距離通学児童生徒通学費補助</p> <p>(1)内容 ・統合により通学距離が片道小学校4km以上、中学校6km以上の児童生徒を対象に通学費を補助</p> <p>(2)補助額 ・通学定期代相当額(自転車通学ができない12月から3月までが実質補助の対象となっている。)</p> <p>2 児童の冬期通学費補助</p> <p>(1)内容 ・1月から3月までの間、通学距離が片道2km以上、かつ家並みのない距離が1.5km以上である児童を対象に通学費(タクシー等の利用)を補助補助</p> <p>(2)補助額 ・補助限度額:児童1人当たり7,000円(補助率:1/2)</p> <p>3 通学タクシー運行委託</p> <p>(1)内容 ・統合により通学距離が長くなった3町内(大積高鳥、千本、田代)の児童生徒を対象に、通学タクシーの運行を委託</p>	<p>1 遠距離通学費補助</p> <p>(1)内容 ・統合により通学距離が片道4km以上でスクールバスを利用しない生徒に対して補助(自転車通学生徒のみ)</p> <p>(2)補助額 4km以上:年額6,000円 6km以上:年額7,500円</p> <p>2 バス定期券の交付</p> <p>(1)内容 ・路線バスを利用している一部児童に対して、バス定期券を交付</p>	<p>1 遠距離通学学費補助</p> <p>(1)内容 ・小学校2km以上、中学校4km以上の距離を通学する児童生徒に補助</p> <p>(2)補助額 小学校:月額600円~900円 中学校:年額4,730円~9,450円</p> <p>2 営業バスの定期券支給</p> <p>(1)内容 ・スクールバスの運行がなく、営業バスに乗りする児童に全額又は半額補助。</p>	なし	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
<p>1 遠距離通学児童通学費補助</p> <p>(1)内容 ・統合により遠距離通学となった脇野町小学校に通う天津地区の児童の保護者に対して路線バスの定期券を支給</p>	<p>1 遠距離通学生徒通学費補助</p> <p>(1)内容 ・統合により通学距離が4km以上(特豪該当)の生徒に対して定期バスの定期券を支給</p>	<p>1 遠距離通学児童生徒通学費補助</p> <p>(1)内容 ・通学距離が5km以上の生徒 ・民間バスの通学定期券を支給(バス会社と通学輸送委託契約を締結) ・自転車通学区域の生徒に自転車通学補助金(年額2,400円)を支給 ・通学距離が3km以上の児童 ・一部民間バス会社と通学輸送委託契約を締結</p> <p>2 冬期通学費補助</p> <p>(1)内容 ・中学校冬期間(11月から3月)、民間バスの通学定期券を支給(バス会社と冬期通学輸送委託契約を締結)</p>		<p>当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。ただし、合併後、5か年度程度は現行どおりとする。</p>

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・和島村合併協議会)

作成日 平成16年12月21日

235

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
24 学校教育		05 保護者負担の軽減等		03 その他		56 防犯ベル配布事業	
長岡市		中之島町		越路町		和島村	
なし		なし		なし		(1)内容 防犯対策として、防犯ベルを貸与する。 (2)対象 小学生全員、中学生女子生徒を対象に、防犯ベルを貸与する。	
三島町		山古志村		小国町		課題 調整方針案	
(1)内容 防犯対策として、防犯ベルを貸与する。 (2)対象 小学生全員、中学生女子生徒を対象に、防犯ベルを貸与する。		(1)内容 防犯対策として、防犯ベルを配布する。 (2)対象 小・中学生全員		なし		年度の途中で制度を廃止することは、混乱を来たすので、合併時から廃止することは困難である。 (長岡地域合併協議会： 廃止する。なお、廃止後はボランティア等による防犯対策の充実策を講ずるように努めることとする。)	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・和島村合併協議会)

作成日 平成16年12月21日

237

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
24	学校教育	06	特殊教育の推進	01	障害児教育の推進	59	障害児教育推進
長岡市		中之島町		越路町		和島村	
・市立学校の教員(特に障害児教育担当者並びに教員)の希望者対象に、講師を招聘し、障害児教育に関する研修会を開催する。特殊学級担当者研修会、障害児教育理解研修会、情緒障害児の診断と指導の会、肢体不自由児の診断と指導の会の4会を実施する。		なし		なし		なし	
三島町		山古志村		小国町		課題	
なし		なし		・柏崎地域広域事務組合 知的障害児施設さざなみ学園から児童指導員を、月に1回程度、各小学校に派遣してもらい、アドバイスを受ける。		年度の途中で制度を統一することは、混乱を来すので、合併時から長岡市の制度に統一することは困難である。	
長岡市の制度に統一する。ただし、和島村については、平成17年度は現行どおりとする。 (長岡地域合併協議会： 長岡市の制度に統一する。)							

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・和島村合併協議会)

作成日 平成16年12月21日

238

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
24 学校教育	06 特殊教育の推進	01 障害児教育の推進	60	肢体不自由生徒在籍校の移動設備整備事業
長岡市	中之島町	越路町	和島村	
<p>(1)目的 肢体不自由生徒が学習や活動で階段の昇降をする時に、本人を運び、教育活動を円滑に進めるとともに、指導・介助を行う教員、介助員の負担軽減を図る。</p> <p>(2)内容 肢体不自由生徒の障害の状況、教職員や介助員の配置状況を見ながら、必要により階段昇降機を購入し、配置する。</p>	なし	なし	なし	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
なし	なし	なし	年度の途中で制度を統一することは、混乱を来たすので、合併時から長岡市の制度に統一することは困難である。	<p>長岡市の制度に統一する。ただし、和島村については、平成17年度は現行どおりとする。</p> <p>(長岡地域合併協議会： 長岡市の制度に統一する。)</p>

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・和島村合併協議会)

作成日 平成16年12月21日

239

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
24	学校教育	06	特殊教育の推進	01	障害児教育の推進	64	特殊教育諸学校就学奨励費助成
長岡市		中之島町		越路町		和島村	
(1)対象 基準日(10月1日)現在、公立の特殊教育諸学校の幼稚部、小学校部、中学部又は高等部に在学する児童等の保護者で、かつ、長岡市に住所を有する者 (2)助成額 年額 28,000円(1人当たり)		(1)対象 特殊教育諸学校に在籍する児童生徒の保護者 (2)助成額 年額 20,000円(1人当たり)		(1)対象 特殊教育諸学校に在籍する児童生徒の保護者 (2)助成額 月額 4,000円(1人当たり)		(1)対象 特殊教育諸学校に在籍する児童生徒の保護者 (2)助成額 年額 35,000円(1人当たり)	
三島町		山古志村		小国町		課題	
(1)対象 本町に住所を有する保護者で、児童・生徒が特殊教育学校在学する者 (2)助成額 月額 5,000円(1人当たり)		(1)対象 特殊教育諸学校に在籍する児童生徒の保護者 (2)助成額 月額 6,000円(1人当たり)		(1)対象 特殊教育諸学校に就学している児童生徒の保護者 (2)助成額 年額 25,000円(1人当たり)		年度の途中で制度を統一することは、混乱を来たすので、合併時から長岡市の制度に統一することは困難である。 (長岡地域合併協議会： 長岡市の制度に統一する。)	
調整方針案							

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・和島村合併協議会)

作成日 平成16年12月21日

240

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
24 学校教育		06 特殊教育の推進		01 障害児教育の推進		65 特殊学級等交流啓発事業補助金	
長岡市		中之島町		越路町		和島村	
1 長岡市内障害児学級等「ほほえみ交流会」補助金 ・障害児学級、特殊学級諸学校の児童生徒が一堂に会して、運動や交歓を通し、交流・親睦を図る。 2 長岡市内障害児学級等「ほほえみ作品展」補助金 ・障害児学級、特殊学級諸学校の児童生徒が作品を通して、交流を図るとともに、市民に障害児や障害児教育に対する理解を求めてもらう。		なし		なし		なし	
三島町		山古志村		小国町		課題	
なし		なし		なし		年度の途中で制度を統一することは、混乱を来たすので、合併時から長岡市の制度に統一することは困難である。	
						長岡市の制度に統一する。ただし、和島村については、平成17年度は現行どおりとする。 (長岡地域合併協議会： 長岡市の制度に統一する。)	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・和島村合併協議会)

作成日 平成16年12月21日

241

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業		
24 学校教育		06 特殊教育の推進		01 障害児教育の推進		58 就学指導業務		
長岡市		中之島町		越路町		和島村		
<p>(1)対象 障害があると思われる就学児、在学児童生徒の保護者</p> <p>(2)内容 ・就学指導委員会の専門調査員が障害の種類、程度、保護者の意向等について調査し就学指導委員会で判断する。 ・就学指導委員会事務局が、就学指導委員会の判断を基に、保護者に就学指導を行う。</p> <p>(3)報酬額 就学指導委員 9,100円(日額) 就学指導調査員 2,000円(日額)</p>		<p>(1)対象 障害があると思われる就学児、在学児童生徒の保護者</p> <p>(2)内容 就学時健診の資料を基に就学指導委員会で審議・判断し、保護者に就学指導を行い、就学先を決定する。</p> <p>(3)報酬額 就学指導委員 9,900円(日額)</p>		<p>(1)対象 就学前児童・現就学児童生徒及び保護者</p> <p>(2)内容 専門知識をもつ委員(9名)による、就学指導委員会を組織し就学指導及び判定を行う。</p> <p>(3)報酬額(医師のみ) 就学指導委員 21,800円(日額)</p>		<p>(1)対象 障害があると思われる就学児、在学児童生徒の保護者</p> <p>(2)内容 就学時健診、保育所、学校からの資料を基に就学指導委員会で審議・判断し、保護者に就学指導を行い、就学先を決定する。</p> <p>(3)報酬額(医師のみ) 就学指導委員 7,200円(日額)</p>		
三島町		山古志村		小国町		課題		
<p>(1)対象 障害があると思われる就学児、在学児童生徒の保護者</p> <p>(2)内容 就学時健診、保育所、学校からの資料を基に就学指導委員会で審議・判断し、保護者に就学指導を行い、就学先を決定する。</p> <p>(3)報酬額 就学指導委員 8,300円(日額)</p>		<p>(1)対象 障害があると思われる就学児、在学児童生徒の保護者</p> <p>(2)内容 就学検診、保育所、学校等の資料を基に必要なに応じ、就学指導委員会で審議・判断し保護者に就学指導を行う。</p> <p>(3)報酬額 就学指導委員 10,000円(日額)</p>		<p>(1)対象 障害があると思われる就学児、在学児童生徒の保護者</p> <p>(2)内容 就学児、在学児童生徒を対象に、保護者の希望に基づき、就学指導委員会で調査・判定し、その結果に基づき保護者に就学指導を行う。</p> <p>(3)報酬額 なし</p>		<p>新基準を創設し統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。</p>		

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・和島村合併協議会)

作成日 平成16年12月21日

242

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
24 学校教育		06 特殊教育の推進		01 障害児教育の推進		61 障害児教育(指導助手、介助員設置)	
長岡市		中之島町		越路町		和島村	
<p>(1)対象 特殊学級、市立養護学校、肢体不自由児の在籍する通常の学級</p> <p>(2)目的 障害のある児童生徒が、その障害の状態や特性に応じた適切な教育を受けることができるようにする。</p> <p>(3)現状 特殊学級30名、養護学校13名、通常の学級3名</p> <p>平成16年度からADHD等児童への対応として特別介助員を6名を配置</p>		<p>(1)対象 特殊学級に在籍する障害のある児童生徒</p> <p>(2)現状 小学校3名、中学校1名</p> <p>(3)実施方法 特殊学級に在籍する障害のある児童生徒に対し、介助員を配置する。</p>		<p>(1)対象 特殊学級及び心身に障害をもつ児童生徒の在籍する普通学級</p> <p>(2)目的 心身に障害をもつ児童生徒が適切な教育が受けられるよう補助すると共に、教職員の負担軽減を目的とする。</p> <p>(3)現状 特殊学級4名、通常の学級2名</p>		<p>(1)対象 特殊学級及び心身に障害をもつ児童生徒の在籍する普通学級</p> <p>(2)現状 小学校2名 中学校1名</p> <p>(3)実施方法 特殊学級に在籍する障害のある児童生徒及び心身に障害をもつ児童生徒に対し、介助員を配置する。</p>	
三島町		山古志村		小国町		課題	
<p>(1)対象 特殊学級に就学する児童、生徒及び普通学級に在籍ADHD等の児童・生徒</p> <p>(2)目的 障害に応じた適切な教育ができるように障害児を支援する。</p> <p>(3)現状 小学校2校に1名ずつ介助員を配置予定</p>		なし		<p>(1)対象 特殊学級に就学する児童、生徒のいる学校</p> <p>(2)目的 障害に応じた適切な教育ができるように障害児を支援する。</p> <p>(3)現状 小学校1校に2名の障害児に対し、介助員1名を配置</p>		<p>新基準を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。</p>	
調整方針案		調整方針案		調整方針案		調整方針案	